

# 国立西洋美術館が世界文化遺産登録1周年を迎えます

28年7月に、国立西洋美術館を構成資産に含む「ル・コルビュジエの建築作品ー近代建築運動への顕著な貢献ー」が世界文化遺産に登録されました。台東区は「世界遺産のあるまち」として、今後も国立西洋美術館の文化的・建築的価値の普及・啓発や将来の世代に継承するための取り組みを進めていきます。



©国立西洋美術館

本館（ル・コルビュジエ設計）と新館（前川國男設計）からなり、松方コレクションの作品およびルネサンス以降20世紀初頭までの作品等を展示しています。

## 登録1周年記念パネル展示

▷期間 7月5日(水)～19日(水)  
▷場所 区役所1階



- ▷所在地 台東区上野公園7-7
- ▷開館時間 午前9時30分～午後5時30分(金曜日は8時まで)
- ※7～9月の金・土曜日、10月27日、11月24日、30年1月26日、3月30日は午後9時まで
- ※入館は閉館の30分前まで
- ▷休館日 月曜日、年末年始(12月28日～1月1日)
- ※月曜日が祝日の場合は翌日の火曜日が休館
- ▷常設展観覧料 一般500円、大学生250円
- ※高校生以下・18歳未満・65歳以上・心身に障害のある方と付添者1人は無料(入館の際に学生証または年齢確認できる物、障害者手帳を提示)
- ▷無料観覧日(常設展のみ) 第2・4土曜日、文化の日(11月3日)
- ▷問合せ 国立西洋美術館 ☎(5777) 8600 (ハローダイヤル)

## 台東区民を対象に常設展の無料観覧を実施します

東京初の世界文化遺産である国立西洋美術館に、ぜひご来館ください。  
▷期間 7月17日(祝)～30日(日)  
▷対象 台東区内在住の方  
▷持ち物 住所が確認できる物(運転免許証、本人宛て住所が記載された郵便物等)  
※企画展「アルチンボルド展」は有料です。

9月24日(日)まで、常設展内(版画素描展示室)で「ル・コルビュジエの芸術空間ー国立西洋美術館の図面からたどる思考の軌跡」を開催しています。

## ふるさと交流ショップ 台東がオープンします

姉妹友好都市をはじめ、全国の自治体が、各都市の特産品販売や地域の伝統芸能の紹介・観光パンフレットの配布・移住促進PR等、各地の魅力を発信していくスペースです。※詳しくは、区ホームページをご覧ください。

- ▷開店日時 7月13日(木)午前10時
- ▷場所 浅草4-36-5(千束通商店街内)
- ▷営業時間 午前10時～午後7時(毎週水曜日は定休日)
- ▷出店自治体
  - ・宮城県大崎市(姉妹都市) 7月13日(木)～18日(火)
  - ・山形県村山市(友好都市) 7月20日(木)～8月15日(火)
  - ・福島県南会津町(友好都市) 8月17日(木)～22日(火)
- ※この後も、北海道鹿追町・茨城県筑西市・滋賀県長浜市などが出店予定です。



バタ崎さんのしそ巻(大崎市) 山形県特産ラ・フランス(村山市) 南会津の地酒(南会津町) ※画像はイメージです。

問合せ 都市交流課 ☎(5246) 1016

## 10月1日施行 台東区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例を制定しました

問合せ 生活安全推進課 ☎(5246) 1044

区内の路上等公共の場所において、区民等に不安を与え、迷惑をかける客引き行為等を防止するため、「客引き行為等の防止に関する条例」を制定しました。条例施行後は、地域や警察との連携をさらに強化し、客引き行為等への指導を進めていきます。

### 禁止行為 (区内全域)

- ①客引き行為(不特定の者の中から相手方を特定して客となるように誘う行為)
  - ・居酒屋、カラオケ店、キャバクラ、ファッションヘルス、児童に対する物品販売等が対象
- ②勧誘行為(路上スカウト)
  - ・キャバクラ、ファッションヘルスでの勤務、アダルトビデオへの出演等の勧誘
- ③客待ち・勧誘待ち行為
  - ・上記①または②の行為を行う目的で、相手方を待つこと

事業者に対しては、客引き行為または勧誘行為を用いた営業を禁止します。

### 客引き行為等防止特定地区 (上野2・4・6丁目)

区内で特に客引き行為等が多く、対策の必要がある地域を「特定地区」(右図赤枠内)として指定します。

- 特定地区内での指導を行います  
特定地区内では禁止行為を行った者は①区職員 ②客引き行為等防止推進員(町会・商店会等の方) ③客引き行為等防止指導員(区の警備業務委託)から指導されます。
- 指導に従わないときは  
指導に従わない者には、区職員が警告・勧告を行い、勧告に従わない悪質な場合は、氏名・住所・店舗名等の公表・5万円以下の過料を科します。



### 「ご存じですか」児童扶養手当

次のいずれかの状態にある、18歳以上になった最初の3月31日まで(中人以上の障害がある場合は20歳未満)の児童を養育している保護者(事実婚状態の方、施設入所者等は除く)に支給します。①父母が離婚 ②父または母が死亡 ③父または母に重度の障害がある ④父または母から1年以上遺棄されている ⑤父または母が1年以上上拘禁されている ⑥父または母が裁判所からDV保護命令を受けた ⑦婚姻によらないで生まれた子 など

### 「ご存じですか」特別児童扶養手当

次のいずれかに該当する20歳未満の児童を監護している父母または養育者(施設入所者、障害による公的年金受給者は除く)に支給します。①身体障害者手帳1～3級程度(下肢障害の一部4級を含む) ②愛の手帳1～4級程度 ③長期間安静を要する病状または精神の障害により日常生活に著しい制限を受けている

### 「ご存じですか」特別児童扶養手当

高齢施設、児童施設での勤務に従事する方を募集します。  
▷日時 7月8日(土)午後1時～3時、22日(土)、8月2日(水)・5日(土) 26日(土)午前10時～正午  
▷対象 30年4月1日採用の新卒者(高齢部門のみ)、中途採用者  
▷申込方法 希望日・氏名・電話番号を電話か電子メールで左記問合せ先へ  
▷申込締切日 各開催日の2日前  
▷場所・問合せ 台東区社会福祉事業団 ☎(5000) 2228  
Eメール taijoi-d-somu@bz.03.plala.or.jp

児童扶養手当所得制限額(28年分所得)

扶養人数	申請者本人の所得		配偶者所得 扶養義務者所得
	全部支給	一部支給	
0人	27万円未満	200万円未満	244万円未満
1人	65万円未満	238万円未満	282万円未満
2人	103万円未満	276万円未満	320万円未満
3人目以降 1人につき	38万円加算		

※社会保険料控除相当額(8万円)を加算済

特別児童扶養手当所得制限額(28年分所得)

扶養人数	申請者本人の所得		配偶者所得 扶養義務者所得
	全部支給	一部支給	
0人	467万6千円未満	636万7千円未満	
1人	505万6千円未満	661万6千円未満	
2人	543万6千円未満	682万9千円未満	
3人目以降 1人につき	38万円加算		21万3千円加算

※社会保険料控除相当額(8万円)を加算済